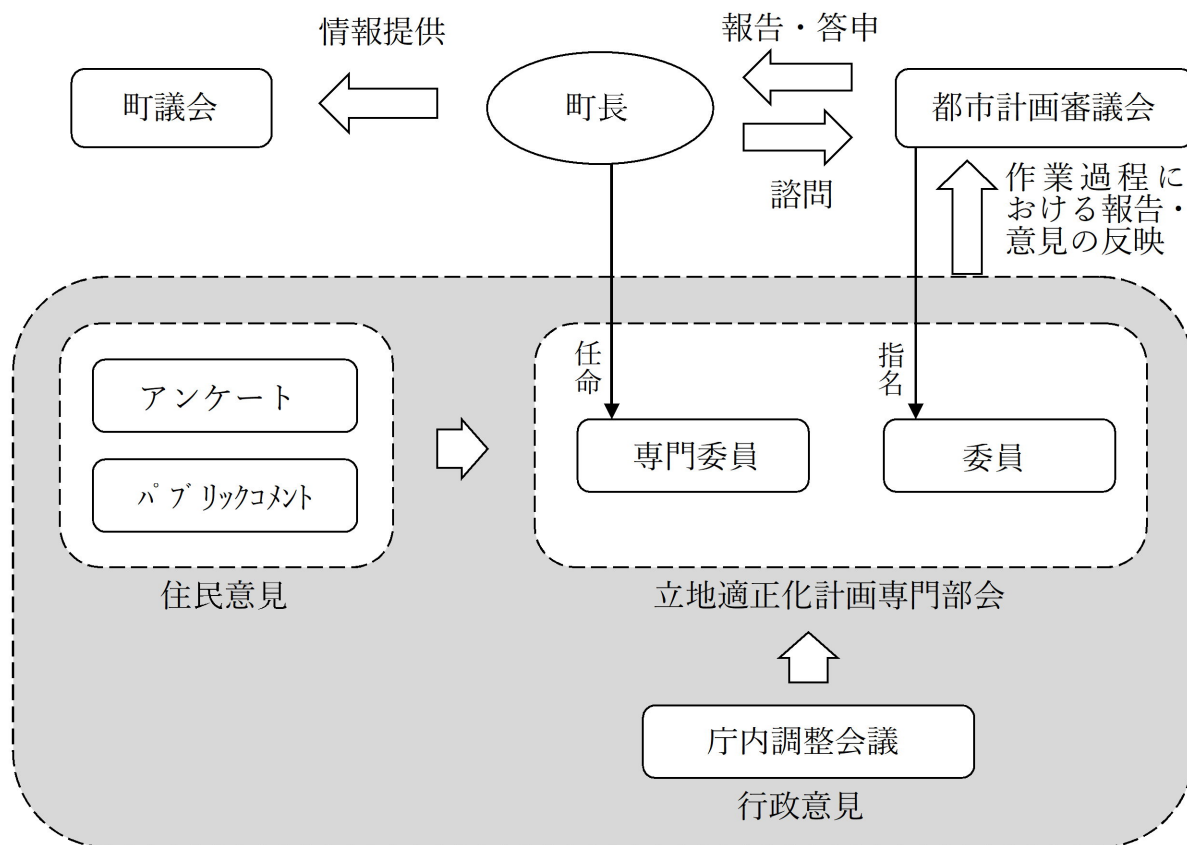


資料編

□世羅町立地適正化計画策定体制



立地適正化計画策定に係る調査・審議

世羅町都市計画審議会	都市計画法第77条の2に規定する組織 都市計画に関する事項を調査・審議する
世羅町都市計画審議会 立地適正化計画専門部会	世羅町都市計画審議会に設置する専門部会 学識経験者、交通や福祉等の関係団体の代表者、都市計画審議会委員、関係行政機関等で構成 立地適正化計画の策定に関する事項を調査・審議する

□世羅町立地適正化計画策定専門部会委員名簿

区分	分野	所属	役職	氏名
学識経験者	都市計画 公共交通	福山市立大学 都市経営学部	学部長	わたなべ かずなり 渡邊 一成
各種団体	都市計画	世羅町都市計画審議会	会長	やました みちあき 山下 道明
	商 業	世羅町商工会	会長	たまうら ひろあき 玉浦 洋明
	公共交通	世羅交通有限会社	代表取締役	じつかわ たきお 實川 瀧雄
	福 祉	世羅町社会福祉協議会	会長	く ぼ たつあき 久保 辰昭
	農 業	世羅町農業委員会	会長	うつみ たけひろ 内海 武博
	議 会	世羅町議会	産業建設 常任委員長	うえは ば ゆきお 上羽場 幸男（前任） かみもと つよし 上本 剛 （後任）
関係行政機関	都市計画	広島県土木建築局 都市計画課	課長	ひろなか のぶたか 廣中 伸孝（前任） かじむら たかお 梶村 隆穂（後任）
	公共交通	広島県地域政策局 交通対策担当 公共交通政策課	担当課長 課長	ふじい ごう 藤井 剛 （前任） まるいし けいいち 丸石 圭一（後任）

□世羅町都市計画審議会立地適正化計画専門部会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、世羅町都市計画審議会条例（平成16年10月1日条例第137号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、世羅町都市計画審議会（以下「審議会」という。）に立地適正化計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 専門部会は、条例第4条第3項に基づき町長が任命する専門委員及び審議会会長が審議会委員から指名する委員（以下「委員等」という。）若干人で構成する。

2 前項の構成は、調査の進捗状況に応じて見直すことができる。

（部会長）

第3条 専門部会に部会長を置き、委員等のうちから審議会会長が指名する。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 専門部会は、委員等の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（審議会への報告）

第5条 部会長は、専門部会の調査結果を審議会に報告する。

（庶務）

第6条 専門部会の庶務は、建設課において処理する。

（廃止）

第7条 専門部会は、次の各号のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

（1）審議会が専門部会の廃止の決議がなされたとき。

（2）専門部会の調査に係る立地適正化計画の案の審議が、審議会において終了したとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年10月11日から施行する。

□世羅町立地適正化計画策定の経緯

実施年月	会議等の名称	主な議題
令和5(2023)年10月	世羅町まちづくりに関するアンケート調査	【対象】18歳以上の町民1,500人 【項目】生活行動の実態、今後のまちづくりに対する意向
令和5(2023)年11月	第1回専門部会	立地適正化計画について コンパクト・プラス・ネットワーク型構造の構築に向けた現状及び課題
令和6(2024)年3月	第2回専門部会	立地適正化計画に向けた基本方針
令和6(2024)年8月	第3回専門部会	立地適正化計画（骨子案）
令和6(2024)年12月	第4回専門部会	立地適正化計画 計画書（案）
令和6(2024)年12月～ 令和7(2025)年1月	パブリックコメント	立地適正化計画 計画書（素案）
令和7(2025)年1月	世羅町都市計画審議会	立地適正化計画 計画書（原案）

◇ 庁内調整について

本計画の検討にあたり、立地適正化計画専門部会の各会議前後に庁内調整会議を開催し、またヒアリング等により庁内関係各課との連携・調整を図りながら検討を進めてまいりました。

□世羅町まちづくりに関するアンケート調査結果

1－1 調査の概要

(1) 調査の目的

立地適正化計画の策定にあたり、町民の皆さまの普段の行動や、これからのまちづくりに対するお考えを聞き、町民意向を計画検討へ反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

調査対象（抽出先）は18歳以上の町民1,500人を無作為に抽出しました。

(3) 調査概況

調査概況は下表のとおりです。

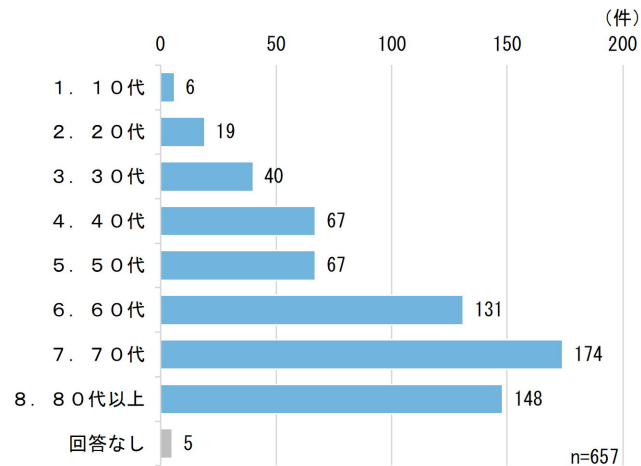
調査期間		調査方法	配布数	回収数	回収率
令和 5 (2023) 年10月10日から 令和 5 (2023) 年10月31日まで		郵送法	1, 500票	657票	43. 80%
		郵送による回答：579 インターネットによる回答：78			
設 問 概 要	アンケート設問は「個人属性」・「都市施設の利用頻度・移動手段」・「日常の移動」・「居住と災害対策」等について、全13問を設定しています。				
	問 1) 年齢		問 8) 自家用車の所有状況		
	問 2) 家族構成		問 9) 送迎してくれる人の状況		
	問 3) 居住地		問10) 乗り合いタクシーの利用状況		
	問 4) 永住意向		問11) 徒歩による移動可能時間		
	問 5) 各施設の利用頻度と主な移動手段		問12) ハザードエリアにおける居住や都市機能立地の考え方		
	問 6) 中心部に必要な施設となくともよい施設		問13) まちづくりに関する意見		
	問 7) 自治センターの活用方法				

(4) 調査対象

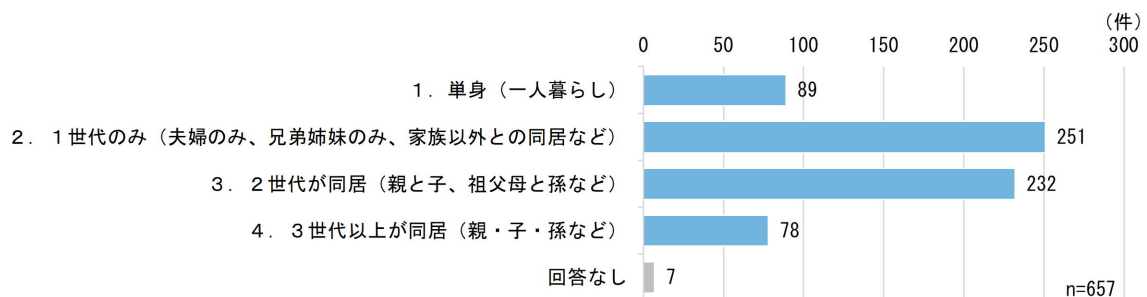
- ・各項目について、単純集計に加え、地区別集計及び年代別集計結果を整理しています。
- ・項目に応じて、回答数と回答率(%)を使い分けて整理しています。
- ・回答率(%)は、第2位四捨五入の関係から表記の割合(%)の合計が100.0%とならない場合があります。
- ・自由記述(問7及び13)は、カテゴリーに分類し、一部抜粋して整理しています。

1-1 調査結果概要

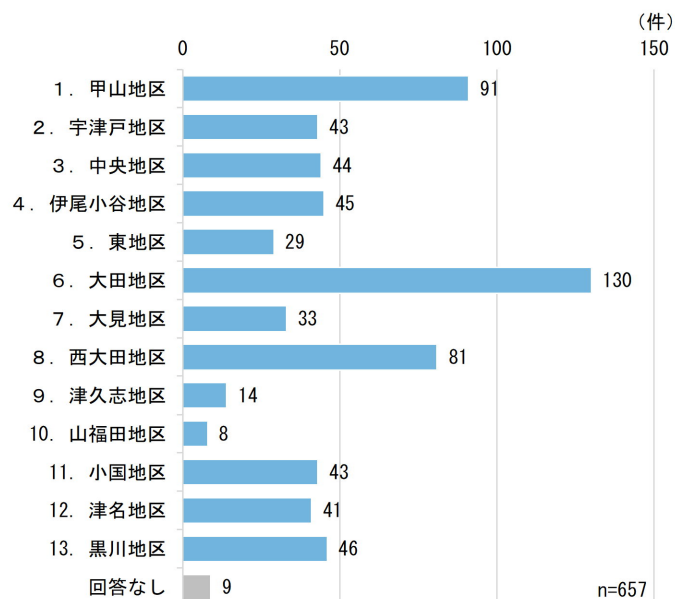
問1. あなたの年齢はおいくつですか。(一つだけ)



問2. あなたの家族構成はどれですか。(一つだけ)



問3. あなたのお住まいの地域はどちらですか。(一つだけ)



問4. 現在お住まいの地域にずっと住み続けたいと思うか、当てはまるものをお選びください。（一つだけ）
 また、「4. できれば町内の他の地域に移りたい」と回答した方は、移りたい地域の番号を問3から一つ選んで記入してください。（空欄でも結構です。）

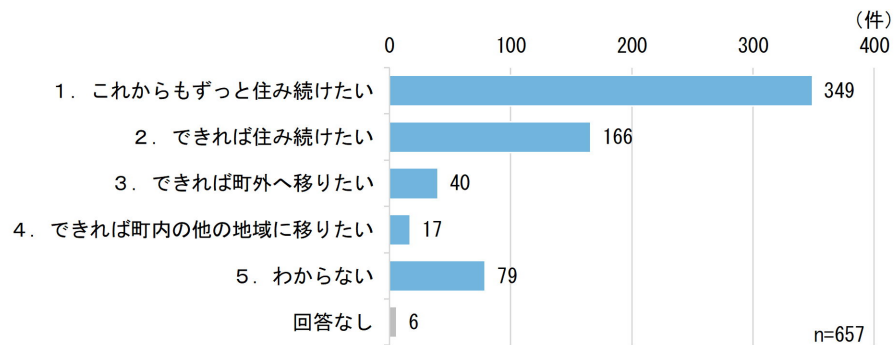
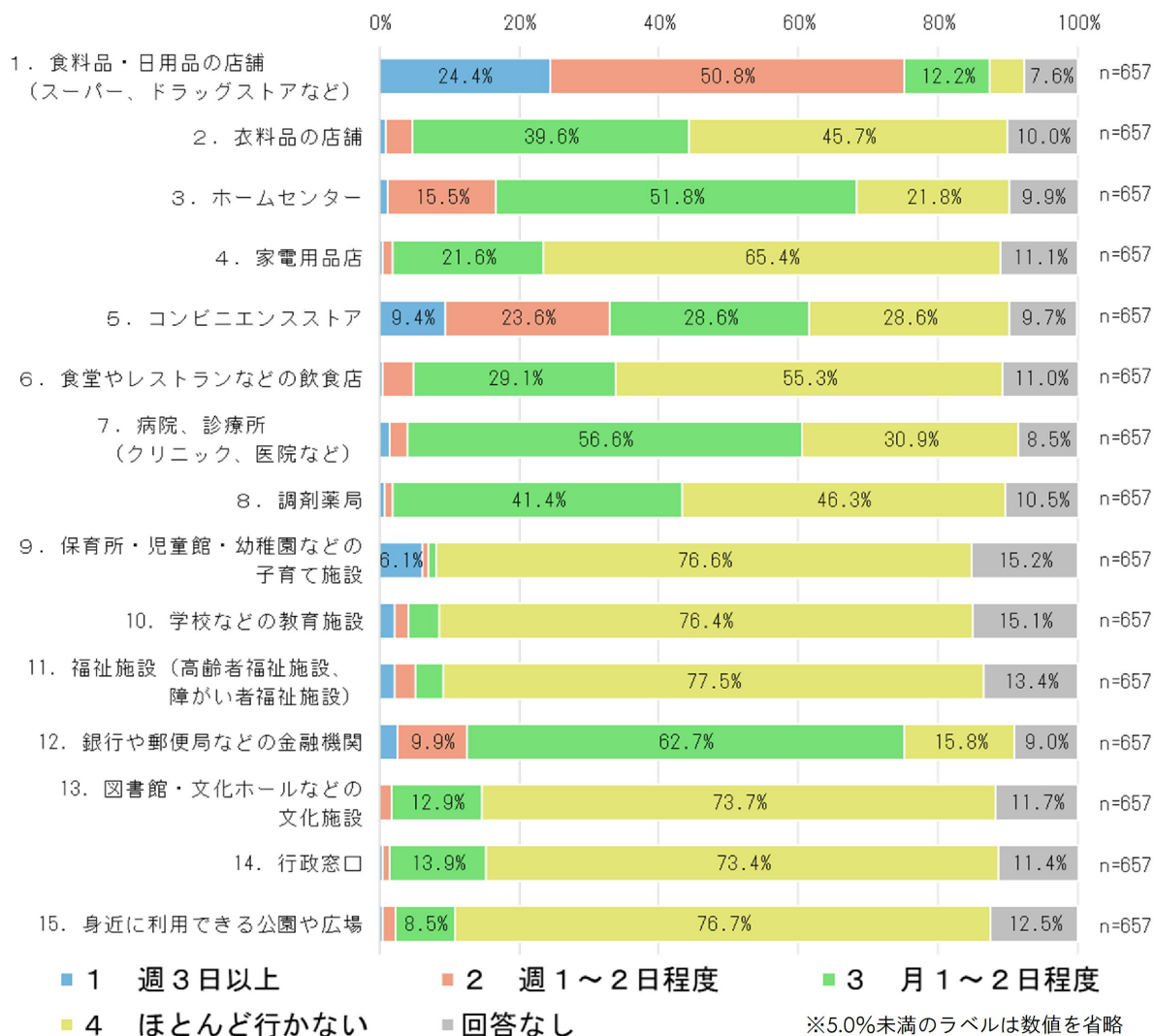


図 「4. できれば町内の他の地域に移りたい」回答者の移りたい地域

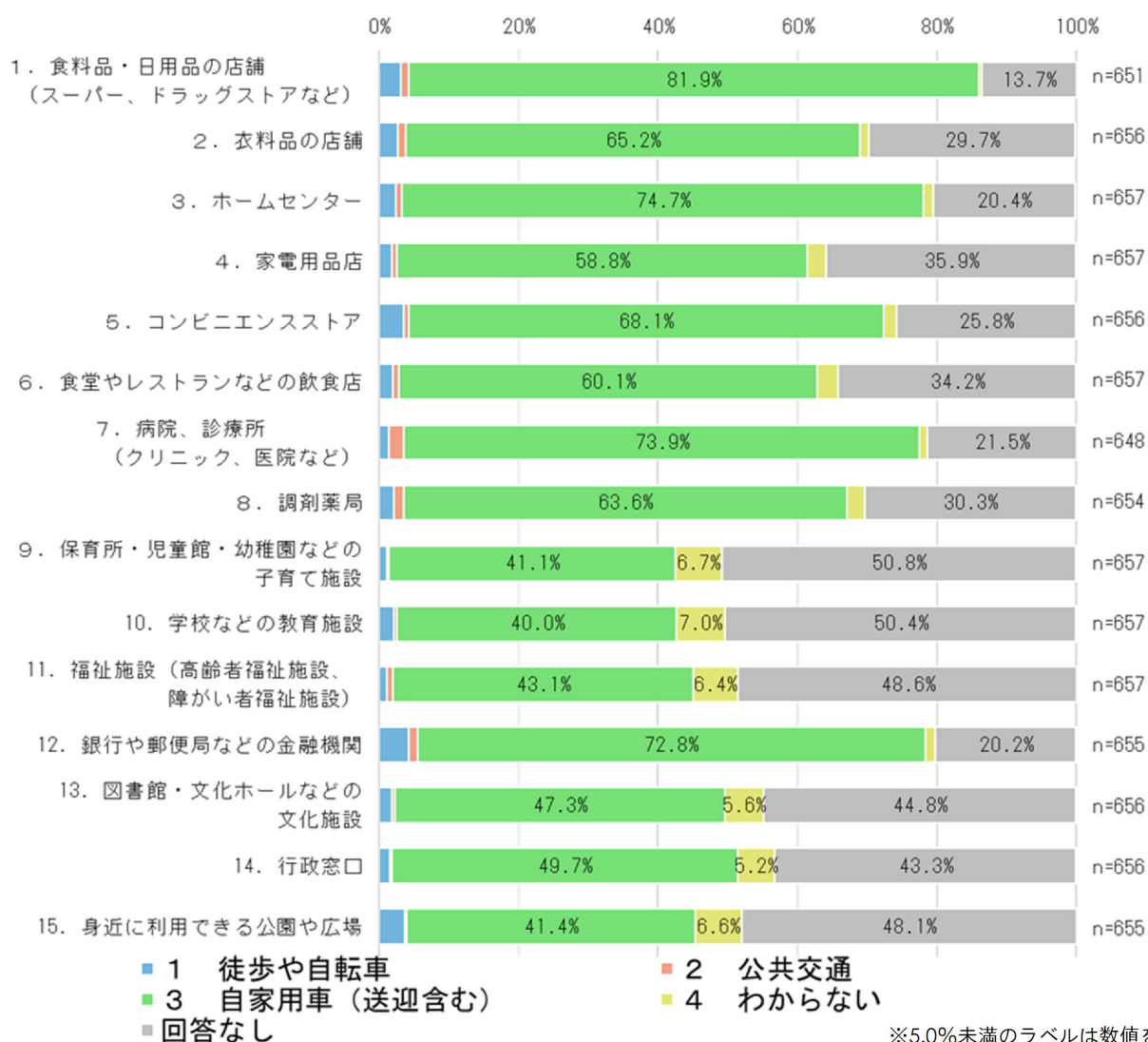
移りたい地域	件数
1. 甲山地区	6
2. 宇津戸地区	2
3. 中央地区	1
4. 伊尾小谷地区	0
5. 東地区	4
6. 大田地区	1
7. 大見地区	1
8. 西大田地区	0
9. 津久志地区	0
10. 山福田地区	0
11. 小国地区	0
12. 津名地区	1
13. 黒川地区	0
回答なし	1
合計	17

問5. つぎの施設について、それぞれの利用頻度と主な移動手段を教えてください。

(1) 利用頻度

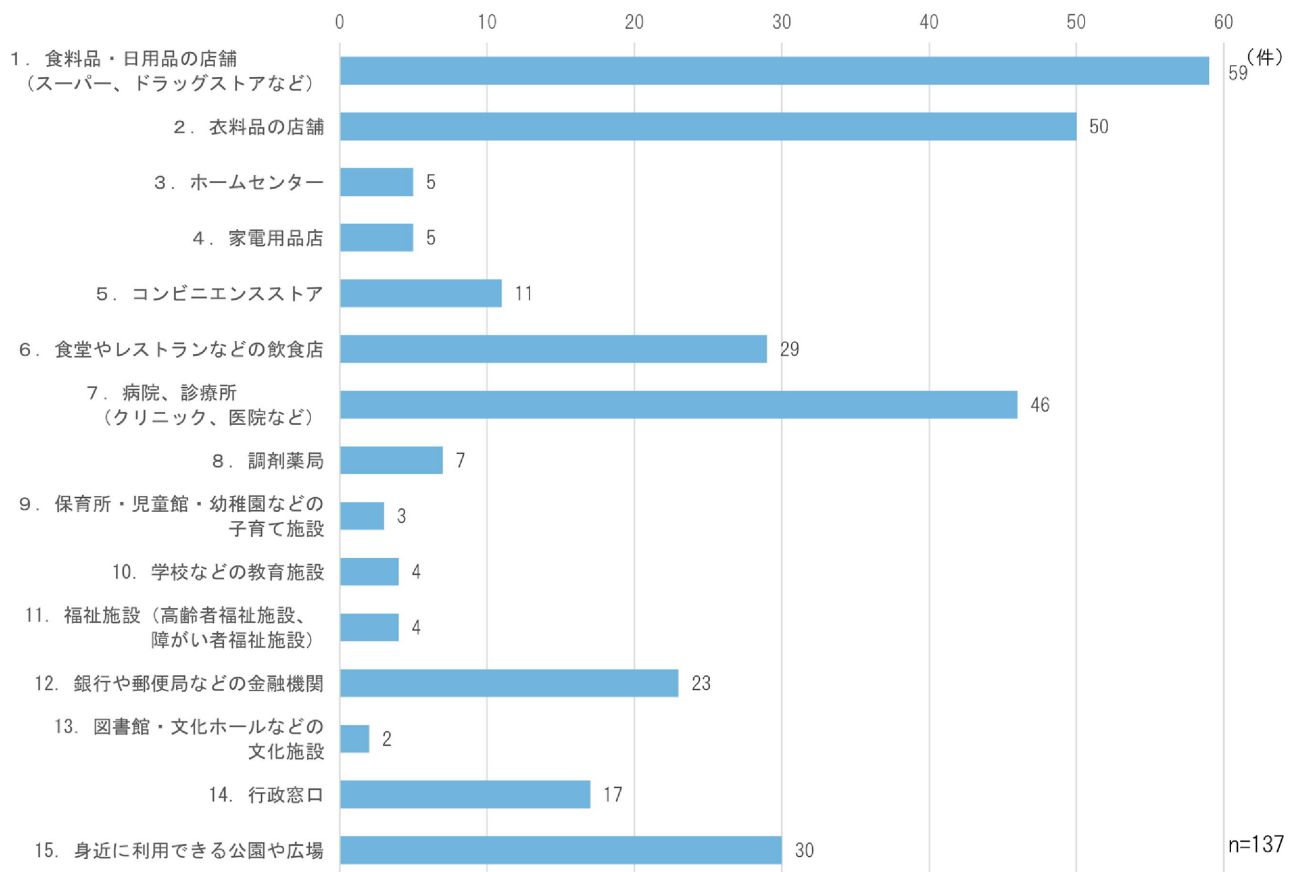


(2) 移動手段

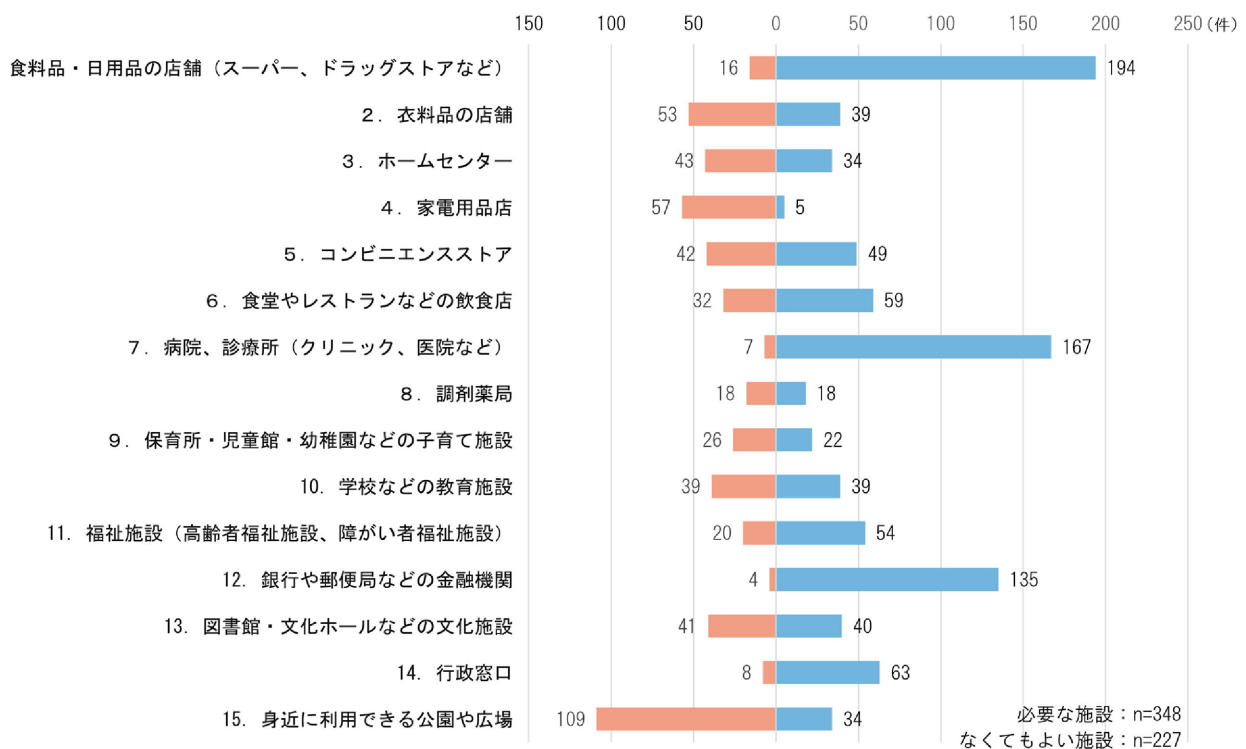


※5.0%未満のラベルは数値を省略

**問5-2 つぎの施設について、現在特に不便で困っている施設があれば教えてください。
(3つまで)**



**問6. 商業施設や公共施設等の各施設について、現在の有無に関わらず、役場周辺（町中心部）に「必要な施設」と「なくてもよい施設」をお伺いします。
該当する施設の欄に○を記入してください。(それぞれ3つまで)**



問7. 将来、あなたの住む地域から町中心部へのアクセスについて、各地域の自治センターをより有効的に活用できる方法があればお聞かせください。

(一部抜粋)

交通・移動手段（バス）

- 乗合バス等の充実
- 格安（無料）バス、福祉バス通学バス等の交通機関の整備をお願いします。でも自宅から自治センターへの移動も年齢によっては難しく、課題だと思います。（一人暮らし、介護（支援）の必要な方）
- 自治センターに送迎用のマイクロバス等の移動手段が気軽に利用できるように、配置されると良いのではないかな。

交通・移動手段（タクシー）

- 情報アクセス…タクシー券、せらまちタクシー等について勉強会を開催してはどうか。
- 自治センターから乗り合いタクシーを出す。
- 気軽に利用できるようにしてほしい。せらまちタクシーの便を増やす。

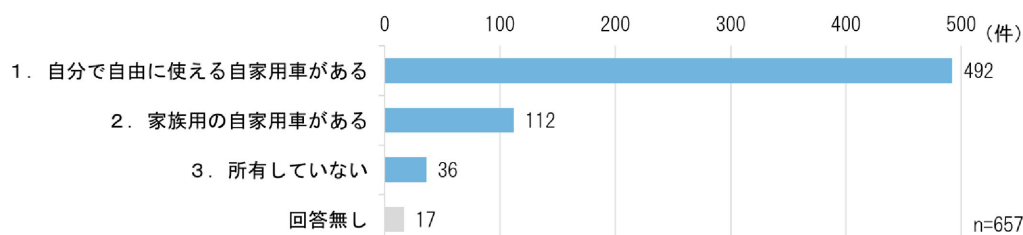
小売りや行政サービス等へのアクセス

- 自治センターで移動販売をしてもらう。（週に2、3日程度など）自治センターに行けば買い物が出来るようにしてみてもどうか。
- 月に1回でも行政窓口が代行できる様になればいいのではないですか。
- ネットやスマホで済むことのサポートサービスの実施

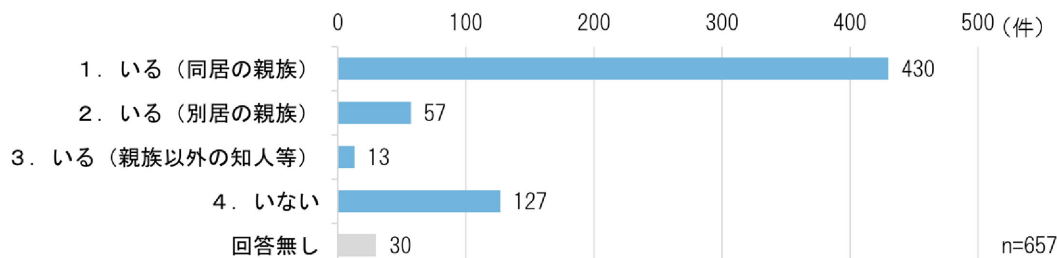
自治センターの活用（公共交通以外）

- 自治センターをもう少し利用しやすい、集まりやすい場所にできればいいと思います。
- 高齢者の関心が高い（興味が沸く）事を自治センターで月1回以上は開催する。
- 自治センターの内・外に誰でも自由に集えるスペースがあると良い。気楽に座って話したりお茶を飲んだり、休憩するスペースが欲しい。

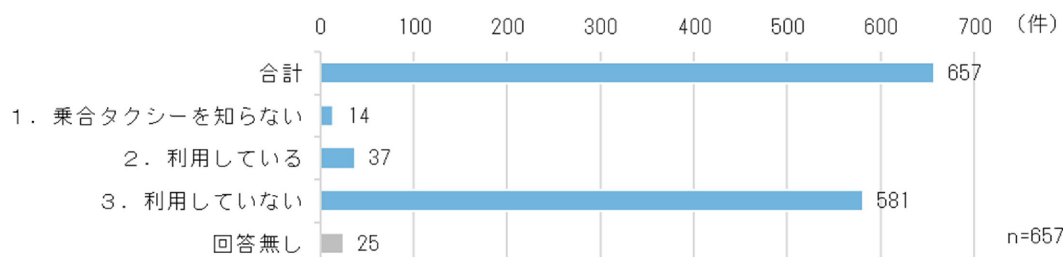
問8. あなたの世帯における自家用車の所有状況はどうですか。（一つだけ）



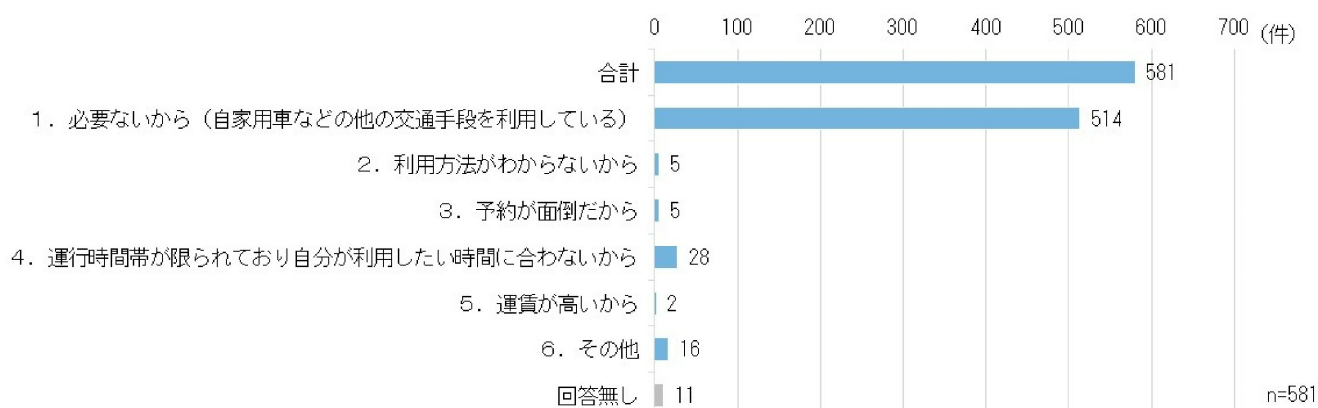
問9. 外出の際に気兼ねなく送迎してもらえる人がいますか。（一つだけ）



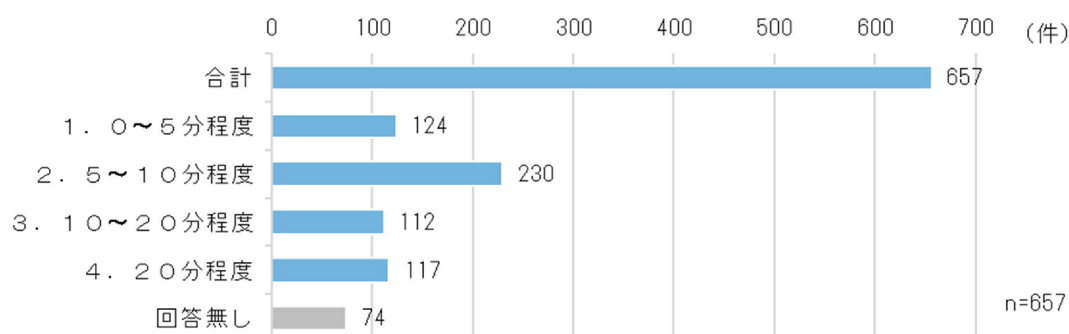
問10. 現在、町の乗合タクシー（せらまちタクシー）を利用していますか。（一つだけ）



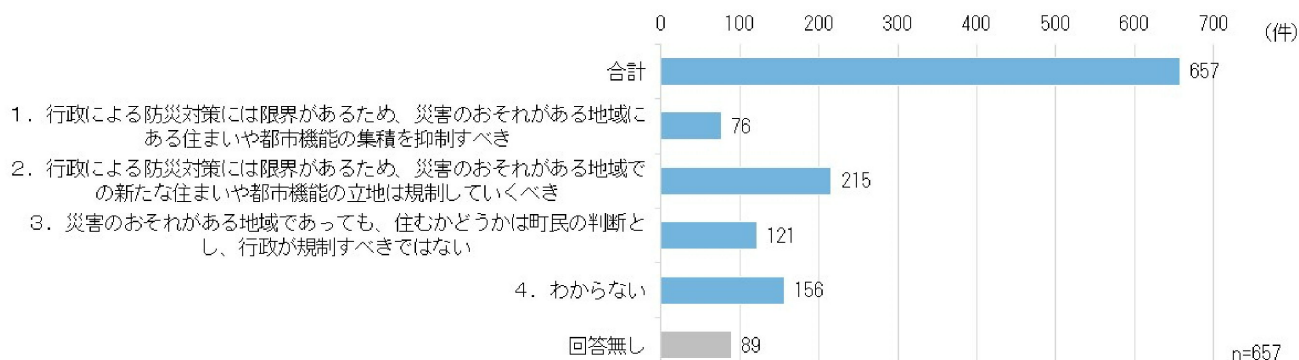
**問10-2 問10で「3. 利用していない」と回答した方にお伺いします。
現在、乗合タクシーを利用しない理由は何ですか。（一つだけ）**



**問11. 徒歩による移動時間についてお伺いします。
スーパー、金融機関、医療施設、バス停などに徒歩で行こうとする場合、何分まで（所要時間）であれば徒歩で行きますか。（一つだけ）
※歩行が困難な方は、1.を選んでください。**



問12. 災害のおそれがある地域における、住まいや都市機能（医療、福祉・子育て、商業施設等の暮らしを支える施設）の立地の在り方について、あなたの考えに近いものはどれですか。（一つだけ）



問13. コンパクト・プラス・ネットワーク型」のまちづくりについて、ご意見がありましたらお聞かせください

（一部抜粋）

「コンパクト・プラス・ネットワーク型」のまちづくりに賛成

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク型」のまちづくりに賛成です。世羅町がこれから先持続可能な町であるためには、中心地にある程度の人口や公共施設などが集まっている方がいいと思います。
- とても良い考えだと思います。安心安全で暮らせる為に必要だと思います。

「コンパクト・プラス・ネットワーク型」のまちづくりに対して慎重、否定的

- 都市計画区域のみが集約しすぎて、外部地域は居住者が全くいなくなり、家や耕作地がなくなり山林は荒れてくる方向に行く様な気がする。
- コンパクト・プラス・ネットワークの概要を見ましたが、私は反対です。何故なら、田舎特有の家と家との遠からずも近からずない距離感が、外部からの移住者にとって魅力の一つではないかと思うからです。

「コンパクト・プラス・ネットワーク型」のまちづくりに対して賛成とも反対とも言えない

- コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの考え方も必要だが、世羅町では過疎・高齢化が深刻なため地域住民がいつまでも住み慣れた地域で生活してゆくための取り組みも必要です。
- 古くからの概念で「生まれた地を離れたくない」意識があり、父、母と共に暮らした思い出もある。将来的には町もコンパクトにする必要がある事もよく理解できるが…。

□用語集

あ 行	空家等活用促進区域	市区町村が重点的に空家等の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」として定め、区域内で空家等の所有者等への要請や、規制の合理化等を措置することが可能となる区域
	空き家バンク	地域の活性化を図ることを目的として、現在使われていない空き家の活用促進を行うための仕組み。世羅町では、空き家・空き地バンク事業を行っている。
	アクセス	目的地に近づくこと、行くこと。あるいはそのための交通の便。
	インフォメーション	情報、情報の伝達・案内
	インフラ	道路、鉄道、公園、上下水道、河川などの都市の骨格を形成する根幹的な都市施設
	ウォークブル	「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ造語
	液状化指標値（PL 値）	ある地点の液状化の可能性を総合的に判断するための指標で、PL 値が小さいほど液状化の可能性が低く、高いほど液状化の危険性が高い。
か 行	家屋倒壊等氾濫想定区域	氾濫流や河岸侵食などの外力による浸水の影響を考慮し、想定最大規模降雨における浸水継続時間や浸水深などの条件から、洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲を設定したもの。
	工業系用途地域	用途地域のうち、工業地域、準工業地域、工業専用地域のこと。世羅町には工業専用地域はない。
	洪水浸水想定区域 （L1 計画規模）	洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するもの
	洪水浸水想定区域 （L2 想定最大規模）	「想定最大規模降雨」は、国において、日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定。広島県では、この地域区分のうち山陰・瀬戸内及び中国西部地域を適用し、各河川において想定最大規模降雨が 1/1000 年確率以上になるよう設定。洪水浸水想定区域（L2 想定最大規模）は、上記に基づき指定されている。
	小売業年間商品販売額	市区町村に所在する小売業の事業所が 1 年間に販売した有体商品の合計金額を指し、消費税額を含む。卸売業の販売額は含まない。

か 行	コミュニティ	地域社会や共同体、または一定の地域に居住する人々の集団を指す。
	コンパクトシティ	都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市
	コンパクト・プラス・ネットワーク	地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ 行	災害リスク	災害が発生した際に企業や個人などが被る被害や損失のリスクを指します。本書では地震や火災、水害などの自然災害を対象としている。
	指定避難所	避難のため自宅から立退きを行った避難者が、一定期間、「暮らしをつなぐ」ための施設
	指定避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために、一時的に避難し、「いのちを守る」ための施設または場所
	新規創業支援事業	世羅町内で新たな創業を志す起業家に対して創業時の経営安定と円滑な事業展開を支援することを目的として、世羅町商工会が創設した事業
	ストック	一般には在庫品やたくわえ等を意味するが、本書では、まちづくりに活用することが可能な資源という意味で使用している。
た 行	太陽光発電システム	太陽光から得られるエネルギーを電気エネルギーに変換して利用するシステム
	低未利用地	利用されていない空き地や空き家。市街地では、資材置き場、平面駐車場、農地なども該当する。
	デマンド交通システム	利用者があらかじめ予約し、予約に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。
	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
	都市機能	都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）
	都市機能サービス	都市機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）により享受できるサービス

た 行	都市再生特別措置法	①都市の国際競争力と防災機能の強化、②コンパクトで賑わいのある街づくり、③住宅団地の再生を柱として、都市機能の高度化と居住環境の向上を図るために、民間事業者を主とする都市再生事業を行うことを目的とし、2002（平成14）年に定められた。
	徒歩圏人口カバー率	ある施設から徒歩で行くことができる人口の比率。P13では、徒歩圏を800m、高齢者徒歩圏を500mと設定して算出している。
な 行	農振農用地区域	農業振興整備計画のなかの農用地利用計画において、農用地等として利用すべき土地として用途区分された土地の区域で、原則として転用が認められない。
は 行	ハザードエリア	各種の自然災害の危険性や脆弱性を有する区域
	ハザード情報	各種の自然災害の危険性や脆弱性の状況を示したもの
	PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取った言葉で、業務改善や品質改善、目標達成のために用いられるフレームワーク
	広島型ランドバンク事業	地元住民組織と自治体で事業を進める「ランドバンク協議会」を設置し、区画再編エリアの設定、整備方針の決定、関係者調整、事業者選定等を担い、再編エリアの土地買収、工事、再編後の土地販売を選定された住宅関連事業者（民間）が行うランドバンク事業
や 行	用途白地地域	都市計画区域内のうち、用途地域が定められていない地域。用途地域外ともいう。
	用途地域	用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類ある（世羅町は7種類を指定）。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じ て、建てられる建物の種類が決められる。
ら 行	リスクシナリオ	防災指針を定める前提として設定する、大規模災害が発生した際に想定される最悪の事態
	6次産業	1次産業（農業・林業・漁業）をベースに、2次産業（製造業）、3次産業（小売業など）を統合して、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み